
第5章

中国の外資政策の調整と展望
——量から質の追求へ——

沈 丹陽



対岸から望む上海浦東開発区 [AP Images]。

はじめに

世界貿易機関（WTO）加盟をメルクマールとして、中国の対外開放は全面的に国際経済協力と競争に参加する段階に入り、外資利用もレベルアップした。第10次5カ年計画期間（2001～2005年）中の外資利用実績総額は約3830億ドル、その内、外国直接投資は約2860億ドル、国外での株発行による資金調達額は約380億ドル、国外から借り入れた資金は約460億ドルで、第9次5カ年計画（1996～2000年）期間の実績を大いに上回った。国連貿易開発会議（UNCTAD）の統計によると、中国の外資吸収はすでに連続十数年発展途上国の一位を占め続けている。本章では、中国の外資受入の現状を概観し、最近における外資政策の調整について整理した上で今後の展望を試みる。

第1節 外資政策調整の背景分析

1. 中国の外資利用は新たな段階に

(1) 中国の外資利用レベルがアップ

第10次5カ年計画期間中の中国の外資利用には以下の特徴があった。第1に、外国投資家の投資規模はさらに拡大し、投資の形式はさらに多様化した。第2に、新たな一連の国際製造業の移転受入で著しく効果が上がった。第3に、サービス業は全面的にWTO加盟時の約束を果たし、対外開放の面で明らかに前進した。第4に、国外からの借入資金は安定的に増加して、国家の重点プロジェクトを大いに支えた。第5に、対外債務の管理能力がさらに強化され、対外債務の規模は国民経済発展水準と国際収支状況に適合するようになった。第6に、外資利用に関する法規政策は絶え間なく整備され、管理レベルは徐々に向上した。中国での外国投資家の投資規模の絶え間ない拡大につれて、その構造は優れた方向に発展し、質も段々向上した。外国投資企業の中国国民経済発展への積極的な促進作用が日増しに強くなった。

(2) 2006年以来中国の外資利用は引き続き安定成長を維持

世界の外国直接投資の大幅回復を背景に、2006年の外国投資の吸収は引き続き安定的に発展した。同年、全国で外国投資企業4万1485社の新設が許可され、外資導入実績は694.68億ドルで比較可能な統計（銀行、保険、証券を除く）でみて4.47%成長した。外資の導入実績では、投資の上位5カ国／地区は香港、日本、アメリカ、台湾と韓国であった。世界ベスト500の多国籍企業の内、すでに480社余りが中国で投資し、または機構を設立した。多国籍企業がさまざまな形式で設立した研究開発センターは980社を超えた。

2007年1月から7月をみると、全国で外国投資企業2万1676社の新設が許可され、前年同期比で4.81%減少した。外国投資実績は369.31億ドルで同12.92%増加した。商務部の資料によると、2007年7月末現在、中国で設立が許可された外国投資企業は累計60万社余り、外国投資実績額は同7200億ドルだった。2007年の年間外資利用額は630億ドル余りと見込まれている。

(3) 長期にわたり中国の外資利用には注意すべき問題が存在

改革開放初期の頃、中国の外資誘致の目的は、主に外資で国内の資金不足を補うところにあった。外資を利用することは、同時に改革開放を推進する重要内容でもあって、中国で上層部から基層に至るまで大変重視され、数多くの外資利用に関する奨励政策措置が登場した。これらの政策措置は、中国の外資利用の持続的高成長と外資企業の発展及び中国経済の推進双方に重要な役割を果たした。しかしながら、外資利用には長期にわたり注意すべき問題があった。2006年国家発展改革委員会の公表した『外資利用第11次5カ年計画』⁽¹⁾によると、主な問題は以下の点にある。

第1に、外資導入時の「数量の重視と質の軽視」という長期にわたって存在した問題は、依然として目立っている。一部の地方政府と部門はコストを計算せず、やたらに投資を誘致し、単純に外資導入の数を追求しているため、時折国の産業政策に違反する現象が現われている。

第2に、一部の業界では中核企業が外資に合併・買収されるケースが増え、個別分野では外資の独占または急速に拡大する独占の兆しが表われており、国

(1) 日本語訳は『中国通信』2006年12月5、6日付。以下、本章の注は全て編者による。

の経済面の安全、特に産業面の安全に脅威を与える可能性がある。

第3に、中部と西部地域では外国投資家の直接投資を誘致する規模とレベルが全体的に低く、東部地域との差がさらに開いている。

第4に、外国投資企業のもたらす技術がそれほど波及しておらず、一部の外資投資企業は知的財産権の保護を濫用しており、国内企業の自主革新に不利である。

第5に、既存の外資利用の管理体制はまだ不備で、一部の現行政策は国内企業と外資企業との公平な競争環境作りに不利なものである。

第6に、少数の外国からの借款利用プロジェクトは管理が緩く、資金利用効率が悪いいため、返済難に陥っている。

第7に、短期的対外債務の増加が比較的速く、潜在的対外債務リスクが大きくなっている。

(4) 科学的発展観の要求に基づく外資利用を含む経済発展方式の転換が必要

中国経済の高度成長の中で、エネルギー、鉱物等資源からの制約が日増しに強まり、環境コストが上昇する傾向にあって、資源投入の増加に頼る粗放型発展モデルは持続し難い。科学的発展観の要求に基づく経済発展の方式転換が差し迫って必要である。

これと同時に、経済発展につれて、中国はすでに資本欠乏の国から比較的資本のゆとりのある国になった。中国の発展方式の転換は、外資政策についても数量から質への重点の転換を要求しており、その重点を資金・外貨不足を補うことからより多くの先進的な技術、管理ノウハウと優秀人材を導入することに移すよう要求している。中国の外資利用は明らかに新たな段階に入った。

2. 外国直接投資に新たな動向が出現

(1) 世界の直接投資が全面的に増加

世界経済の深刻な不均衡、投資と貿易保護主義傾向の台頭、為替変動と利率上昇、地域衝突、石油価格及びその他の原材料価格変動など数多くの脅威に直面しているにもかかわらず、世界の外国直接投資（FDI）は依然として急成長している。UNCTADの統計によると、世界のFDIは連続3年成長し、2006年には1.31兆ドルに達して対前年比伸び率38%であった。その内、先進国に流

れ込んだFDIは8570億ドルで45%伸び、途上国に流れ込んだFDIは3797億ドルで21%伸び、東南ヨーロッパとEUに流れ込んだFDIはその歴史の最高レベルに達し、690億ドルで伸び率68%に達した。アメリカは再度最大の外資受入れ国となり、イギリスとフランスがその後続いた。中国、香港とシンガポールは相変わらずアジアで外資導入の上位3位を保った。世界のFDIが全面的に成長した主な原因は、各地域の力強い経済成長、企業利益の増加、商品価格の上昇、国境を越える合併・買収の増加及びドル安などであった。それに多数の国の採った積極的な投資推進政策と措置、並びに地域一体化プロセスの進展と国際投資協定のすさまじい増加も、国際投資に有利な保障と良好な条件を提供した。UNCTADの公表した『2007－2009年世界投資見通し調査』では、今後3年間全世界のFDIは持続的に成長し、中国とインドは最も歓迎される投資対象国となり、東アジア、東南アジアは外資にとって最も魅力のある地域と見なされる、という見方が示されている。

(2) 新しいグローバルなFDI増加の中で、途上国はますます重要な推進作用を發揮

経済グローバリゼーションのもと、途上国は、国内市場の限界、国内生産コストの不断の上昇、国内外の市場競争の激化という挑戦に直面している。したがって途上国も積極的に外部への発展を求め、2004年以来全世界のFDIの新しい成長波の重要な推進力となっている。途上国間FDIは引き続き増加趨勢を保ち、途上国からのFDIの重要な投資先となっている。アジアはすでに全世界のFDIのもっとも重要な源泉地となっている。2005年から2006年までの間に中国とインドの対外投資はほぼ倍増した。

(3) サービス・アウトソーシング⁽²⁾が盛んで、研究開発のグローバリゼーションと現地化傾向が明瞭に

『2006年世界投資報告』によると、現在多国籍企業の直接投資の重点はすでにサービス業に方向転換している。サービス・アウトソーシングが盛んに行なわれ、経済グローバリゼーションのホットスポットとなっている。ハイテク産

(2) 企業が情報サービス、管理、流通などの業務の一部または全部を外注すること。

業の国際移転が加速し、研究開発のグローバリゼーションと現地化傾向が明らかになっている。UNCTADの調査によると、中国は世界中の多国籍企業の海外研究開発活動の第一候補地となりつつ、多国籍企業のサービス・アウトソーシングの主な受注地となる条件を備えている。

(4) 多国籍企業にとって優遇政策の魅力は減少

『2007－2009年世界投資見通し調査』では次のことが指摘されている。大きくかつ将来性のある市場は外国直接投資成長の主たる原動力であり、このほか、資源獲得、特に熟練した労働力の獲得も推進力の一つである。一方、地政学と金融面の不安定要素及び保護主義の増加は外国直接投資を妨げる潜在的要素である。調査に参加した192社の世界的大型多国籍企業の中で、80%以上が上記要素を投資の主な障害として挙げた。したがって、成熟した投資家に対しては、優遇より規範、政策より制度が重要である。市場規模、政治・法制環境は投資を行なうか否かの決定的要因であり、資源等要素も相対的に比較的重要な要素である。優遇政策の作用は弱まっていく傾向が見られる。

以上で述べた状況に基づいて、第11次5カ年計画期間においては、中国にとって外資利用の国内外の環境は全体的に依然として良い方で、外資利用の質とレベルのアップ、比較的大規模な外資利用を継続するのに有利な条件が作り出されている。同時に同計画期間は、中国経済の発展にとっては外部環境の制約を受け、内部リスクも集中する時期である。外資政策を適度に調整するにはちょうど良いタイミングだといえる。

第2節 中国の外資政策調整の主な内容

1. 調整の指導理念

過去数年間と今後の一定期間における中国の外資政策調整の重要な指導理念を公式文書で示すと次のようになる。

2005年『中国共産党中央委員会の「11・5」(第11次5カ年)計画制定に関する提案』⁽³⁾は、「引き続き外資を積極・効果的に利用し、外資利用の質を着実に高め、外国投資の産業と地域への政策的誘導を強化する」ことをうち出し

た。「11・5」における外資利用の主な政策措置は次のようなものである。「さらに公平で完備された外国投資環境を作る。外国投資に対し産業と地域への政策的誘導を強める。資源節約と環境保護の実行を強化する。内外資による多様な技術協力と共同創造を指導する。外国借款の管理を強化する。対外債務のリスクの監視・コントロールと管理レベルを高める。国の経済安全と公共利益を守る。積極的に国際的経済規則の制定と調整に加わる。」

2006年、中国国家発展改革委員会の公表した『外資利用「11・5」計画』はさらに次のように述べた。「11・5」期間中「外資を積極・効果的に利用する。国内発展と対外開放について統一的に計画を立て、外資利用と国際収支バランス並びに外資利用と国内資金運用との関係をうまく処理して、国内産業構造、地域経済構造の調整・最適化を促し、外資利用の質を着実に高める。さらなる開放的な自主創造体系作りを推進して、統合革新⁽⁴⁾能力と導入・消化・吸収・再革新能力を強める。開放を拡大するなかで、さまざまなリスクを積極的・能動的にくい止め解消し、国家の経済安全を着実に保障する。一步進んで我が国の比較優位を創造・発揮し、強固なものにする。互いに利益を得る開放戦略を実施して、更なる広い範囲、分野と高いレベルで積極的に国際的な経済・科学技術面の協力と競争に参加する。」

2007年3月温家宝総理は『政府工作報告』⁽⁵⁾で、外資利用の仕事をうまく行かない、外資導入の質の向上と構造最適化を重視し、より多く先進的技術、管理ノウハウと優秀人材を導入することを明らかにした。

『商務部弁公庁の全国2007年外資投資の吸収事業に関する指導的意見』は2007年における外国投資吸収事業の指導理念を示した。「調和社会を構築する戦略目標をめぐって、科学的発展観を全面的に貫き、外資利用の質を高める。対外開放を堅持し、国民経済発展の大局に役立て、外資政策の相対的連続性、安定性を保つ。引き続き積極的・合理的・効果的に外資を吸収し、先進的技術、管理ノウハウと優秀人材を導入して、産業構造を最適化する。外国投資産業の沿海地域から内陸地域への移転を指導し、地域間経済の調和発展を促す。サー

(3) 日本語訳は『中国通信』2005年10月24～26日付。

(4) 基礎的中核技術の発明・応用をさす「原初革新」に対応した用語。原初革新を統合した技術革新を意味する。

(5) 日本語訳は『中国通信』2007年3月22、23日付。

ビス・アウトソーシングを引き受けて発展させ、我が国のサービス業の発展レベルを高める。さらなる開放的革新体系を構築し、自主革新能力を強め、国家級の経済技術開発区で持続可能な発展の新しい優位性を増やす。」

中国共産党第17回全国代表大会の報告の中で胡錦濤総書記は次のように述べた。「外資利用の新しい方式を創出し、外資利用の構造を最適化し、自主創造、産業グレードアップと地域間の調和発展などを推進する面において、外資に積極的役割を果たさせなければならない。」

2. 政策調整の方向

(1) 数量の追求から質の重視への転換

これからの5年間、中国の外資利用の重点は、資金・外貨不足の補充から先進的技術、管理ノウハウと優秀人材の導入に移行し、外資産業構造の最適化とグレードアップの誘導が新たな重点となり、外資利用方式の多様化の実現が強調され、併せてリスク管理が強化される。さらに生態系保全、環境保護、資源エネルギーの節約と総合利用が重視される。

(2) 外資企業優遇から内外資企業同一待遇への転換

税制上の違いは中国の外資企業に対する優遇の最も重要な内容である。長期にわたって中国は外資企業に対し「税負担を軽く、優遇を厚く、手続を簡略化する」との課税原則を貫き、中央から地方まで外資企業に対する大量の減税・免税の規定が作り出された。2007年新しい企業所得税法が登場し、ついに内外資企業税率の一本化が実現することになった。

(3) 地域不均衡から地域統括的に計画を立てる発展へ

外国直接投資実績の累積状況を見ると、その85%が東部地域に集中しており、中部・西部地域はわずか15%しかない。『商務部の2007年全国外資投資の吸収事業に関する指導的意見』には、「万商西進プロジェクト」（中部・西部への投資プロジェクト）を力強く推し進め、地域経済の調和発展を促すこと、『中部・西部地域への外国投資優位産業リスト』の改訂を速め、中部・西部地域への外資参入許可条件を適度に緩めることが明記された。『外資利用「11・5」計画』でも次のように示された。「地域経済の調和発展を促し、国際製造業移

転と東部沿海地域の外資移転のチャンスをしっかり掴んで、外資を中部・西部地域と東北地域等の旧工業基地へ次第に移転することを力強く促し、中部・西部地域と東北地域等の旧工業基地での外資利用規模を努力して拡大する。」新企業所得税法でも、西部大開発地域の「奨励類企業」に対する所得税優遇政策の続行が留保されている。

(4) 産業構造不均衡から産業構造を最適化しサービス業を大いに発展させる

中国の外資利用実績額の中では、製造業の占める比重が70%前後で、農業とサービス業の占める比重は比較的低い。近年来、国は外資投資産業の構造の最適化とグレードアップを指導する必要性を強調してきた。『外資利用「11・5」計画』には、積極的妥当にサービス業の対外開放を推進しなければならないことが明示された。『商務部の2007年全国外資投資の吸収事業に関する指導的意見』でも現代サービス業を大いに発展させ、積極的に国際サービス・アウトソーシングを引き受け、外資を付加価値の高い金融、物流、チェーン経営、情報技術、ソフト並びに技術研究開発などの現代サービス業に誘導することを明確に定めている。新しい企業所得税法では、産業のグレードアップを導くために、ハイテク企業に対する課税優遇が拡大された。国にとって重点的に助成する必要があるハイテク企業に対し、企業所得税の税率を15%まで減税する。これは地域制限がなく、全国のハイテク企業に普遍的に適用される。

3. 政策調整の主要内容

ここ1年来、中国は外資政策の一連の調整を行なった。2006年『外資投資による投資会社の設立に関する補足規定』⁽⁶⁾と『外資会社による合併・買収に関する規定』⁽⁷⁾が採択された。これは外資政策の調整の重要な変化であって、2007年3月の新『企業所得税法』⁽⁸⁾の登場は政策調整における重要な一里塚であった。それに加えて加工貿易政策の調整、サービス業のさらなる開放

(6) 原文は中国政府サイト http://www.gov.cn/ziliao/flfg/2006-06/07/content_202368.htm (2008年1月15日アクセス)

(7) 『中国通信』2006年8月11日付の紹介記事参照。

(8) 原文は新華網2007年3月19日。http://news.xinhuanet.com/politics/2007-03/19/content_5865993.htm (2008年1月15日アクセス)。

及び「万商西進プロジェクト」(既述)も中国の外資政策調整の重要な内容である。以下で具体的に見ておこう。

(1) 『外資による投資会社の設立に関する補足規定』と『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』

これまで、多数の外資企業が政策のさらなる緩和とプロセスの簡素化を要望してきた。商務部が2006年5月公表した『外資投資による投資会社の設立に関する補足規定』(以下『補足規定』)はそれに応えたものである。一連の条項は外資企業に対する制限の減少と輸入に対する規定のさらなる緩和で、2006年7月1日より正式に実施された。

これより前に、一定の条件を満たす投資会社は、外国から系列プラントを購入する、あるいは新製品の生産開始以前に親会社から関連製品を輸入して試験的に販売する場合、その輸入金額は「累計して、会社のすでに交付した登録資本金額を超えてはならない」と決められていた。『補足規定』ではこの制限は取り消された。その意味するところは、外国投資家が中国で設立した投資会社にさらに多く輸入を可能とすることである。この他、投資会社が地域本社と認定される条件も大幅に緩和された。すでに交付登録した資本が「1億ドルを下回らない」、あるいは「5000万ドルを下回らず、前年度投資企業総資産額は30億人民元を下回らず、かつ、利潤総額(税引き前利益)が1億人民元を下回らない」といった厳しい制限はなくなった。

さらなる開放のため、2006年8月、商務部、国務院国有資産監督管理委員会、国家税務総局、国家工商総局、中国証券監督管理委員会と国家外貨管理局は共同で、改定した『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』(以下『合併・買収規定』)を公表して、9月8日より施行した。社会各界で強く提起された「偽外資」問題⁽⁹⁾に対して『合併・買収規定』は「実際統制」原則を導入した。規定の第11条、第15条では、当事者は審査・批准機構にその管理関係及び実際にコントロールする人を明らかにし、その国内主体が実際にコントロールする合併・買収行為について全て商務部に報告して審査・批准

(9) 中国企業が香港その他のタックスヘブーンで企業を設立し、外資企業として中国国内に投資するやり方をこう総称する。

を受けるように要求されている。当事者は株式を合併・買収の対価とすることが許され、素早い取引が奨励される。国の経済安全を守るため、厳しい外資参入許可制度が設けられた。規定の第12条では、外国投資家の合併・買収行為が重点業界に及び、国の経済安全に影響するまたは影響しうる要素が存在し、あるいは著名商標または中国老舗の商号を有する国内企業の実際統制権の移転を招く場合、当事者はこれを商務部に届け出なければならない、とされている。

(2) 税率一本化

新『企業所得税法』は、内外資企業の税率を一本化した（原文「二税合一」）。これは外資投資政策に関わる改革開放以来の重大な調整である。

2007年3月19日、全国人民代表大会は新しい『企業所得税法』を採択した。同法は企業の所得税率を統一して25%と規定し、2008年1月1日より実施される。規定に適合する小型薄利の企業（規定に適合する企業については20%の優遇税率が適用される）を除き、内外投資企業に共に25%の税率が適用される。以前の税法では、国内企業の法定企業所得税率は33%で、新税率はそれより8%下がった。外資企業所得税法定名義税率も33%から8%低下した。ただし一部の外資企業は以前24%または15%の優遇税率を享受できたので、その法定名義税率はそれぞれ1%、10%上がったことになる。

同法はまた、従来一部の外資企業に実施されてきた課税優遇政策を廃止した。廃止された課税優遇には、生産型外資投資企業所得税の「2年間免除と3年間半減」、先進的技術企業と認定された外資企業の「3年間半減期間延長」、製品輸出型外資投資企業の「税率半減、15%または24%の優遇税率、再投資の税還付」政策が含まれている。税率一本化による外資企業経営への過大な打撃を避けるため、新企業所得税法は関連措置をとった。同法の規定によると、同法公表の後、ハイテク企業、環境保護型企業への課税優遇措置はある程度拡大し、インフラ、農業、林業、牧畜業、漁業への課税優遇が留保されており、従来の直接的な減税免税優遇は間接的な優遇に改められた。このほか同法は既存の外資企業に移行期の配慮をしており、その主な内容は以下のとおりである。

① 5年かけて徐々に移行する配慮

新法公表前に設立され、法により低い税率の優遇を受けている外資企業は、

新法施行後5年以内に徐々に移行することができる。例えば、以前15%、24%等低い優遇税率を受けた外資企業は、新しい税法実施後の5年以内は移行期として低い税率を享受し続けられる。移行期優遇を受ける条件は、2007年3月16日前にすでに設立が許可され、かつ、当時の法規により低い優遇税率を享受できる企業である。主な低税率の優遇政策は次のとおりである。

- A. 経済特別区に設立された外資企業、経済特別区に機構、場所を設けて生産、経営に携わる外資企業と経済技術開発区に設立された生産型外資企業に対しては、その企業所得税を減税して15%の税率で徴収する。
- B. 沿海経済開放区と経済特別区、経済技術開発区の旧市街区に設立された生産型外資企業に対しては、その企業所得税を減税して24%の税率で徴収する。
- C. 国の観光リゾート内の外資企業に対しては、その企業所得税を減税して24%の税率で徴収する。

②期間を限定する税優遇の移行配慮

期間限定して減税・免税の優遇を受ける企業は、規定により新法施行後引き続き満期まで優遇を受けられる。利益を上げずまだ優遇を享受していない企業は、優遇期限を本法施行年度から起算する。移行期優遇を受ける条件は、2007年3月16日前にすでに設立が許可され、かつ、当時の法規により期間限定して減税・免税の優遇を受けられる旧企業である。期間を限定して減税・免税の優遇を受ける企業は、主に生産型外資投資企業で、「2年間免除3年間半減」の優遇を受ける。

次の2点について注意しなければならない。第1に、利益を上げた年度から減税・免税の優遇を受けるが、2008年1月1日にまだ利益を上げていない企業は、2008年を優遇の第1年度とする。第2に、期間限定して減税・免税の優遇を受ける企業で、移行期優遇を受ける条件に適合するものは、新企業所得税法実施後引き続き満期まで優遇を受けられる。

③特定地区の税優遇の移行配慮

法律により設立された対外経済協力と技術交流を發展させる特定地区にある企業、及び上述地区の特殊政策の適用が國務院に決められた企業に対し、國務院は移行期の優遇の享受を規定することができる。金人慶財政部長の『中華人民共和國企業所得税法（案）』に関する説明中の解釈によると、移行期の優遇

政策は一応次のように定められている。

- A. 2008年1月1日以降、五つの経済特別区と上海浦東新区で設立するハイテク企業は、生産開始年度から企業所得税「2年間免除3年間半減」の優遇を受ける。
- B. 西部大開発地域の奨励類の企業所得税優遇政策は、引き続き適用される。
- ④その他の奨励類企業の税優遇の移行配慮

すでに国が決定したその他の奨励類企業は、引き続き国務院の規定により減税・免税の優遇を受けられる。

(3) 加工貿易政策の調整

2007年7月23日、中国税関総署、商務部は共同で新しい『加工貿易制限類商品リスト』を公表し、制限類商品は2247に及んだ。その内394が2007年以前に公表されたもので、1853が新たに追加されたものであった。新たに追加された1853の商品類は主に、プラスチック原料、紡績糸、反物、家具、金属の基礎加工製品などの労働集約型業種に及んでいた。新しい政策は1カ月の移行期を設け、2007年8月23日より発効した。

制限類商品の加工貿易に携わる企業に対しては、新しい政策は銀行保証金口座 (deposit account) の「実転」(関税に相当する金額を保証金として口座に入金してもらう) 管理を要求している。しかし国の実施する地域発展戦略に応じて、加工貿易の中部・西部への移転を導き、配置が合理的、比較優位が顕著で、地域特徴が鮮明な加工貿易地域の発展局面の構成を速めるため、この度の加工貿易制限類商品政策調整では、東部と中部・西部地域に対し異なる政策を採る。第1に、東部地域で新設する対外貿易企業は、制限類商品加工貿易業務を行なうことが許可されない。第2に、中部・西部地域のA類とB類加工貿易企業に対しては、銀行保証金口座の「空転」(「実転」と逆に関税相当の保証金を入金しない) 管理を行なう。A類、B類企業とは、税関分類管理基準により、合法経営し、密輸違反行為のない加工貿易企業を指す。うち、A類企業は規模、資産信用などの面における基準がB類より高い。C類企業とは、以前密輸違反行為のあった企業を指す。

中国政府は今後毎年一度加工貿易禁止類、制限類の商品管理リストを調整す

る計画を立てている。政策に焦点をあわせて調整し、徐々により透明度の高い、企業が事前にある程度予知できるようなダイナミックな調整メカニズムを作り上げる。

(4) さらにサービス業を開放、サービス・アウトソーシングを大いに発展させる

中国は真剣にWTOの約束を履行し、さらにサービス業を開放した。現在すでに『サービス貿易に関する一般協定』のサービス12大分類のうちの10大分類——銀行、保険、証券、電信サービス、分売（代理店）等を含む100のサービス部門が開放されている。

2006年12月、商務部は『製品油市場管理弁法』と『原油市場管理弁法』を公表して、2007年1月1日より、外資に中国における原油、製品油の卸し売り経営権を開放した。

2006年12月、建設部、商務部令第155号は『外資が建設プロジェクトサービス企業へ投資する管理規定』を公表して、2007年3月26日より施行し、外国投資家が建設プロジェクトサービス企業を設立することが許された。

2006年『経済貿易緊密化協定』（Closer Economic Partnership Arrangement: CEPA）調印3周年に際し、中国大陸はマカオ、香港と前後して『CEPA補充合意3』に調印し、正式にCEPA第四段階の開放内容を最終的に決定した。『補充合意3』によって、内陸地域は『協定』とその二つの補充合意に基づき、さらにサービス貿易分野と貿易投資円滑化分野で香港とマカオへの開放を拡大する。サービス貿易分野では、2007年1月1日より、内陸地域は法律、展示会、情報技術、メディア、建築、代理販売、旅行、運輸と工商業個人経営等の分野で、従来の開放の約束に加え香港に対してさらに15項目の具体的な開放措置をとる。うち4項目は株主権利制限の緩和であり、2項目は登録資本、資質条件等参入条件の引き下げ、9項目は地域、経営範囲と自然人流動の条件緩和である。マカオに対しては、さらに14項目の具体的な開放措置をとる。うち4項目は株主権利制限の緩和であり、1項目は登録資本、資質条件等参入条件の引き下げ、9項目は地域、経営範囲と自然人流動の条件緩和である。

サービス・アウトソーシングの得難い発展チャンスをしっかり掴むため、商務部は2006年から「千百十プロジェクト」の実施を推進した。同プロジェクト

トは、毎年1億元以上投資して、今後3～5年の間に、10カ所のサービス・アウトソーシングを引き受ける基地を建設し（「十」）、100社の多国籍企業にその一部のアウトソーシング業務を中国に移転するよう働きかけ（「百」）、1000社の国際サービス・アウトソーシングを引き受ける大企業を育てあげ（「千」）、全面的に国際サービス・アウトソーシング業務を引き受ける、というものである。

その他、中国政府はさらに以下の面で重点的にアウトソーシング・サービス業の発展を推進しようとしている。第1に、概念を明確に確定した上で、サービス・アウトソーシングを奨励する具体政策を定める。第2に、人材供給不足が目立つ現状で、政府が公共サービスと研修支援を提供するなどの方法によって、不足を緩和・解決する。第3に、企業の育成に大いに力を入れる。企業に対する国際認証をパスするための資金援助、国家開発銀行による使途特定信用貸付限度の設置の推進などが含まれる。第4に、引き続き知的財産権の保護に力を入れる。

(5) 「万商西進プロジェクト」

2006年9月商務部は「万商西進プロジェクト」の実施を通達した。その主な任務は次のようなものである。①有効な措置をとり、中部・西部地域の地域優位を有する都市に、条件を整えて東部地域からの加工貿易移転を引き受けるように支援する。②東部、中部、西部の国家レベルの経済技術開発区及び条件を備えている中部・西部の省レベルの開発区をキャリアーとして、東部、中部と西部の間で相互に利する協力を強め、東部地域では「鳥かごを空にして新しい鳥を入れる」ように産業を優れたものに変えグレードアップするように促し、西部地域では「巢を築いて鳳を誘う」ように世界と東部沿海の開放型の産業移転を引き受けることを支援する。③東部、中部、西部間の相互投資と協力を促進し、国家レベルの開発区に産業移転促進プロセスの窓口、模範、輻射、引率の作用を十分発揮してもらう。

「万商西進」の主な内容と政策措置は以下のとおりである。①中部・西部等地域の国家レベルの開発区でのインフラ整備の強化を支持する。②対外経済貿易発展促進の使途特定資金を使って「万商西進」を支援する。③中部・西部地域で産業移転を引き受けるために、人材を育成する。④全力をあげて「中国中

部投資貿易博覧会」を成功させる。⑤積極的に投資促進活動を展開し、強力に産業の沿海地域から内陸地域への移転を推進する。⑥東部、中部と西部の協力を促し、「万商西進」高速物流ルートを建設する。⑦力を入れて中部・西部地域でハイレベルのサービス業を発展させる。⑧中部・西部地域の対外請負と労働者派遣を大いに促進する。中部・西部地域でエネルギー節約と材料節約の展開を支援する。⑨中部・西部地域の農村商業貿易流通とその情報化建設に力を入れて、中部・西部地域で社会主義の新しい農村建設を促進する。

中国の将来の外資政策の進む方向は主に二つの面がある。一つは、引き続き質の高い外資の中国への投資を促進し、外資の質をさらに高め、外資構造を優れたものに変えて地域の調和発展を促すこと。もう一つは、中国で投資する外資企業への対応を規範化することである。

現在、外国投資家の中国での投資環境に対する関心は優遇政策から法律執行、産業の動向、技術標準などに移った。中国に対しては、さらに法制度を健全なものにし、法律執行能力とレベルを高め、監査管理制度の透明度を向上させ、行政管理体制を改革し、新しい体制と仕組みの創造を速めるなどの面で、より高い要望を出している。したがって、中国の外資政策の進む方向は依然として、「外資の質を高め、外資構造を優れたものに変え、地域の調和発展を促す」ことを主とする。このため次第に現在の外国投資を吸収する政策法律体系を完備させなければならない。一方では、外国投資家投資に関する政策の安定性、連続性、予知可能性と操作可能性を保ちながら、他方では、「産業優遇を主とし、地域優遇を補助とする」優遇政策によって、外資の産業と地域への投資を誘導し、外資のハイテク業界と中部・西部地域の参入を奨励して、外資投資に統一され、安定し、透明で予知可能な法環境と政策環境を作る。

将来の外資政策調整は、外資企業の一部の行為を規制するところに着目するに違いない。これは、不当な国を跨る合併・買収はホスト国にかなり大きなマイナスの影響、例えば独占を引き起こし、市場競争秩序の破壊をもたらすからである。外資の中国での合併・買収の投資行為が日増しに増えるにつれて、合併・買収に関する法律の欠乏または不備がますます目立ってくる。例えば、前述の『外国投資家による国内企業の合併・買収に関する規定』は国家の経済安全を合併・買収の審査基準の一つとしているが、まだ正確に定義されていない。重点業界の範囲確定、影響の評価と見積もりも具体的に明確化しなければなら

ない。したがって、合併・買収に関する法律はさらに改善を要する。

第3節 外資政策調整の論争、外資企業への影響 及び外資利用の発展方向

1. 論争の焦点

税率一本化が外資政策調整の最も重要な内容であるため、それについての論争も一番多い。その焦点は主に税率一本化の中国の外資利用への影響に集中しており、大きな衝撃を与えないとの見方が主流だが、外資の中国参入に好ましくない影響をもたらすと考える専門家、学者もいる。それぞれの主張を整理すると以下になるだろう。

(1) 肯定的観点：税率一本化は中国の外資利用に大きな衝撃を与えず、かえって外資の質の向上に有利に働く

まず、税率一本化が外資利用に大きな衝撃を与えない理由として挙げられるのは次の点である。

第1に、税制優遇はすでに外資の中国への投資選択の要因ではない。外国投資家は、中国の安定した政治局面、よく発展した経済、広大な市場、豊かな労働力資源、及び完備しつつある法環境と政府のサポートなどに最も魅力を感じている。アジア開発銀行の調査によると、多国籍会社の投資を引き付ける20の要因の中で、マクロ経済、市場規模、政局、インフラ等要素が先頭に並べられ、税制優遇は後ろから数えて5番目である。中国の外資企業の95%は、現在の中国経済情勢を好感し、投資規模の維持またはさらなる拡大を望んでいる。

第2に、中国の税率は現状でもある程度の競争力を有している。世界中の所得税率を研究した学者によると、現在世界の平均企業所得税率は28.6%であり、経済協力開発機構(OECD)の国の平均税率は29.8%である。中国周辺18カ国(地区)の平均税率は26.7%(インドは30%、マレーシアは28%、パキスタンは35%、フィリピンは32%、スリランカは35%、タイは30%、ベトナムは28%)である。中国が内外資企業所得税の税率を一律25%に統一しても、ある程度の

競争力を有する。

第3に、中国は5年の移行期間を設けることになっている。移行期間中、外資は依然として中国政府の承諾した優遇政策を受ける。これによって、外資への影響は緩和される。この他に外資は、中国がその発展を奨励する産業或いは投資分野（例えばクリーン生産、省エネ、汚染対策）に参入する場合、引き続き優遇を受けられる。

また、税率一本化が中国の外資導入の質を高めることに有利だとする理由は次のとおりである。税率一本化後、税優遇は広範な各種の企業には与えられず、国家の重点的に支援するハイテク企業と小規模で薄利の企業が優遇される。これはさらにハイテク外資の中国参入の吸収に有利であり、外資をやたらに導入することを減らし、外資利用のレベルを高める。両税収政策の透明性と公正性は外国投資家の確信を固めることに有利である。したがって、税率一本化は外資利用についていえば、新しい時代の始まりである。

(2) 否定的観点：税率一本化は中国の外資導入に不利である

税率一本化が中国の外資導入に不利だとする理由は次のとおりである。第1に、多国籍企業の自国への投資の誘致が各国の外資導入の焦点となっているので、各国政府は絶えず外国直接投資の促進措置をとっている。『2007年世界投資報告』によると、2006年に全世界でホスト国の環境を一層外資に有利にする政策措置が147登場した。これらの政策措置には、企業の所得税減税と投資拡大の促進との両面が含まれている。現在、中国は南アジア、東南アジア、例えばインド、ベトナムから外資誘致上の挑戦を受けており、同時に、労働力のコスト優位も次第に低下している。このような時、外資企業税率を下げず、所得税率を上げることは、外国投資者が他の税率の低い地区に投資する結果を招きかねない。第2に、WTO加盟以降、外資投資の数多くの優遇政策はすでに徐々に取り消されており、税率の優遇さえも取り消されたら、必然的にすでに中国で投資している外資企業に好ましくない影響を与え、外資の大量撤退を引き起こす。

2. 中国の外資政策調整が外資企業に与える影響

次に、外資政策調整が外資企業に与える影響を業種別、投資地域別、投資ド

ナー国別に検討してみよう。

(1) 業種別影響

①ハイテク業種

税率一本化はハイテク業種の外資企業の発展に有利である。新しい税法では、国は重点的にハイテク企業を支持しなければならず、企業所得税を15%の税率に減税して徴収すると規定している。それゆえに、ハイテク外資企業は依然としてこの優遇政策を享受できる。新しい『加工貿易制限類商品リスト』もハイテク業種の外資企業の加工貿易を制限していない。

②労働集約型業種

新税法の公表は労働集約型業種の外資企業に対し、短期的影響は大きくないが、長期的には不利な影響がかなり大きい。新税法によると、既存の外資企業が5年移行期の配慮を与えられるから、移行期間中、外資は引き続き政府の承諾した優遇政策を受ける。したがってその税率が25%まで上がっても、次第に増える緩衝過程がある。しかし移行期間以降、この類の外資企業は営業コストの上昇が比較的大きく、より大きく影響される。

しかし、例外もある。新税法の規定では、条件に適している「小規模で薄利の企業」からは減税して20%の税率で企業所得税を徴収する。したがって、短期または長期を問わず、この種の外資企業に与える影響は大きくない。一方、加工貿易政策の調整は労働集約型外資企業にかなり大きな不利な影響を与える。新たな『制限類商品リスト』はプラスチック原料・同製品、紡績糸、反物、家具、金属の初歩的加工製品などの労働集約型業種に及んでいるからである。

③サービス業種

新税法の登場はサービス業への外資企業の参入に有利である。もともと優遇税制は主に生産的企業に照準をあてたもので、サービスの外資企業は33%の税率を負担しなければならなかった。新税法で税率は25%となるから既存のサービス型外資企業の税負担は却って8%軽減できる。サービス業の対外開放を拡大して、その発展を促進する政府の政策もサービス業外資企業の発展にとって有利である。

(2) 投資地域別影響

地域の調和的発展は一貫して政府の努力目標であって、外資政策の調整もこの内容を反映しており、外資の中部・西部参入と東部地域の外資構造グレードアップを奨励している。

①東部地域

新税法の登場は東部地域の外資企業にある程度の好ましくない影響を与える。五つの経済特別区、上海浦東新区は移行期間の優遇政策の規定を享受できるが、それを除いて、東部のその他の地区の外資企業には特殊優遇を与えていない。

加工貿易政策調整も間違いなく、主に広東、福建、江蘇等加工貿易の盛んな沿海部の省にある加工貿易型外資企業に影響を及ぼす。新しい加工貿易政策の規定では、税関分類のA、B類に属する東部地域の企業は全て、輸入関税と輸入関連増値税（貨物を輸入したり、あるいは貨物の輸入を代理して税関に申告する場合、商品価値の増加額を課税対象として納付する税金）の総額の50%の保証金を納めなければならない。保証金の調整は加工貿易企業の輸出コストを30%アップさせる可能性がある。長江デルタ地帯で産業のグレードアップは比較的早く、ある程度の規模を成す企業が多く存在しており、しかも2004年からすでに東北、東南アジア等地域へ移転し始めており、今度の政策の影響は比較的小さい。珠江デルタ地帯で産業のグレードアップは比較的遅れており、いまだに輸入原料を加工する小規模企業がメインで、政策調整の衝撃をより大きく受ける。

②中部・西部地域

税率一本化の際、中部地域について特殊優遇の規定がないため、中部地域の外資企業はある程度のマイナス影響を受ける。しかし西部地域の外資企業には大きな影響を与えない。これは、新税法では西部大開発対象地域の奨励類企業所得税の優遇政策の続行を規定しているからである。

今回の加工貿易政策調整が中部・西部地域の外資に与える影響も比較的小さい。新しい加工貿易政策は、一方では、中部・西部地域にあるA、B類企業に保証金の「空転」の実行を認め、他方、沿海地域にある外資企業には認めないからそのコストの大幅上昇を引き起こす。このため、沿海地域の外資企業は地域の移転またはタイプ転換という二つの選択肢に直面する。タイプ転換は必要

な資金投入が多く、全ての企業のできることはない。これに対して、中部・西部地域に移転することは多数の企業にとって比較的たやすい。したがって、加工貿易の沿海地域から中部・西部地域への移転が促される。「万商西進プロジェクト」は、地域間の経済の調和発展を促すためのもので、中部・西部地域の外資企業の発展に有利である。

(3) 投資ドナー国別の影響

中国の外資政策の調整は具体的に特定国の外資企業を制限するものではない。しかし、各国の外資の投資動機は異なっており、例えば香港地区の外資は主に中国の安価な労働力に、欧米地域の外資は主に中国の市場に魅力を感じて参入している。それだけに、政策の調整は結果的にそれぞれへ異なった影響を与えることになる。

① アジア地域

アジア地域の対中国投資は中小企業が主体で、主に中国の安価な労働力を利用し、中国で製品を生産して、本国または世界中その他の地域に販売するタイプである。したがって、今回の中国の外資政策調整は、彼らにより多くのマイナス影響をもたらす。しかし、地域あるいは国別に具体的にみると、受ける影響も異なっている。アジア地域で対中国投資の最も多い香港・マカオ・台湾地区、日本と韓国（2006年、この三大資金源泉地からの対中国投資実績額はアジア地域の89.5%を占めた）を例として挙げる。香港・マカオ・台湾資本の対中国大陸の投資は主に輸出指向型で、大陸の安価な労働力、土地等生産要素及び税優遇を利用することが目的で、技術レベルは低く、主に労働集約型の業種に集中し、しかも加工貿易方式をメインとする。したがって長期的に見ると、中国の外資政策の調整はこれらの地区の外資企業へのマイナスの影響が比較的大きい。

日本と韓国の対中国投資は共に明らかに二つの段階を経た。その内、日本企業は90年代末までは、本国で比較優位を失った産業を海外に移転するプロセスをたどった。韓国企業も2002年以前は、中国を主に組立加工基地とした。このように、彼らの対中国投資は当初、中国の安価な自然資源、労働力、地価及び政策要素等に魅力を感じ、投資方向は主に労働集約型産業で、製品を主として輸出するものであった。中国の投資環境の改善と国内市場の競争の強化に

つれて、日本は90年代末、韓国は2002年以降、対中国投資が生産の低コスト重視から生産コストと市場の同時重視へと変わり、資本と技術集約型業種への投資が拡大しつつある。したがって、中国の外資政策調整の日本・韓国の外資企業への影響は企業によって異なる。主に中国の安価な労働力と政策要素を利用する企業にとってはマイナスの影響が比較的大きいが、中国の潜在的巨大市場を見込んで進出した技術レベルの比較的高い業種の企業にとっては、その発展に有利であろう。

②欧米地域

欧米企業の対中国投資は主に中国という巨大市場とその発展の展望に魅せられたもので、市場追求型で技術レベルが比較的高い。今回の外資政策調整はまさに外資の質を高めようとしているので、長期的に見ると、欧米からの外資企業に有利であろう。

③一部の自由港

今回の外資政策の調整は、自由港からの新規参入外資の減少をもたらすであろう。中国に現在まだ少なからぬ、主に自由港から入った「偽外資」(既述)が存在しているが、外資政策の調整はこれら偽外資を制限するからである。新しい『合併・買収規定』は「実際コントロール」原則を導入して偽外資の流入を制限するし、新税法も偽外資を中国市場から追出す働きをするであろう。外資企業が国内企業に比べより多く税制上の優遇を受けているために、現行税制の不公平によって多くの国内企業が「偽外資」の道を選んできた。内外資企業の税率一本化は、政策を不正に利用して利益を得る「偽外資」の減少につながる。

3. 中国の外資利用の発展動向

最後に、中国の外資利用の今後の発展動向を展望しておきたい。

(1) 主要業種の外資導入動向

投資の業種を見ると、サービス業のさらなる開放につれて、サービス分野の外資投資は強力に成長し続け、運輸業、コンピュータ応用サービス、代理店サービス、観光とその関連サービス、建築業及び金融サービス業にその重点が集中し、不動産業の発展は抑制されるだろう。製造分野の投資額はさらに減るで

あろう。広義の農業分野の外資利用実績は比較的大幅に成長する可能性がある。

(2) 中部・西部地域の外資導入動向

地域別投資を見ると、東部、中部と西部の外資利用の全体構造はまだ根本的に変わらない。ただし格差はある程度縮小されるであろう。コスト高や東部地域の産業構造グレードアップの要請、国が一步進んで「万商西進」プロジェクトを実施して外資の中部・西部への参入を奨励すること、及び中部・西部地域の投資環境改善などの影響で、一部労働集約型投資の中部・西部地域への移転が加速するであろう。

(3) 外資ドナー国の動向

国別で投資を見ると、その構成は大きく変わらないと見込んでいる。アジア地域は依然として最も主要なドナー地域であろう。先進国の対外投資が世界中の多国間投資の80%以上を占めているにもかかわらず、現在中国はまだ欧米からの投資の安定的発展を達成していない。その原因の一つは、一部の重要分野、例えば金融、電信分野で、市場参入規制が外資の参入を制限したところにある。サービス業のさらなる開放につれて、EU、アメリカの対中国投資の比重は上がるであろう。中国米国商会（The American Chamber of Commerce People's Republic of China）が在中国アメリカ企業に対して行なった調査によると、90%以上のアメリカ企業は今後5年中国でのビジネスを楽観視している。税優遇の取消しのため、自由港（香港、タックスヘブン）からの投資は減少に向かうであろう。

(4) 投資方式動向

投資方式では、世界の多国間投資動向から見て、資本流動の構成には変化が起こっている。新規プロジェクト方式の外国直接投資が一層減少し、合併・買収方式が増え、証券資本の国際資本流入総量に占める比重も日増しに増えていく。外資による合併・買収に関する中国の法規が次第に完備するので、中国の長期的経済発展に対する外資の確信が強まる。一部の重要産業の中核企業の投資価値がより明確となって、合併・買収方式は増え続け、特に東部地域の土

地資源の節約を主要目的とし、東北などの旧工業基地の国有企業戦略再構築を目的とする合併・買収投資は明らかに増えるであろう。業種的には、電子、家電、機械、鉄鋼等製造業が含まれるだけでなく、小売業、金融、保険等サービス分野も含まれることになろう。

おわりに

2005年以降、中国の外資利用はすでに急成長の段階を終え、安定・低成長の段階に入っている。向こう数年にわたり、外資政策の調整によって中国の外資利用は数量的には低成長またはやや下降の趨勢を呈するであろう。しかし、応用技術を主とする研究開発プロジェクトの投資は成長を速め、外資直接投資の構造は最適化、合理化され、外資利用のレベルはさらに高まるとみられる。100%外資企業の主導的地位はさらに高くなり、外資企業の加工貿易の比重は下がることになろう。

(なお、本章の執筆に当たっては、商務部国際貿易経済合作研究院の聶平香アシスタント研究員の協力を得た。特に記して謝意を表したい。)